

徳島県告示第五百五十九号

令和五年徳島県告示第九十六号（利用料金の額を承認した件）の一部を次のように改正し、令和五年十二月一日から施行する。

令和五年十一月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一の表五〇一会議室（和室）の項を削り、同表視聴覚室の項の項名を「四〇三会議室」に改め、同項の次に次のように加える。

五〇一会議室	一、一四〇円	一、五六〇円	一、三〇〇円
五〇二会議室	五一〇円	七一〇円	五八〇円